

# パスポート・アドバンテージのご契約条件

## サブキャパシティー・ライセンスに関する特則

本「サブキャパシティー・ライセンスに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条項は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条項に追加されるものであり、お客様が「対象サブキャパシティー製品」を IBM または IBM ビジネス・パートナー(以下、「BP」といいます。)から取得し、「対象仮想環境」で使用する場合に適用されます。IBM パスポート・アドバンテージの取引においては、お客様の「幹事会社」は、IBM または「対象サブキャパシティー製品」を入手するのにお客様が選択した「BP」(以下、「IBM 指定ビジネス・パートナー」といいます。)に対し、「IBM パスポート・アドバンテージ - 登録申請書」を提出することにより、本特則の条項を承諾したものとします。IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスの取引においては、お客様は、IBM または「BP」から「対象サブキャパシティー製品」を入手することにより、本特則の各条項を承諾したものとします。

### 1. 定義

**監査レポート期間** – 四半期の初日から同四半期の末日までの期間をいいます。お客様の会計年度が暦年と異なる場合、お客様の会計四半期の初日に開始し、同四半期の末日に終了する期間を選択することもできます。「監査レポート期間」は、お客様の要件に応じて、月次または週次も可とします。

**監査レポート** – IBM License Metric Tool (以下、「ILMT」といいます。)によって、または IBM が許可する別の方法 (<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> で指定されます。)によって提供される一連のレポートをいいます。「対象サブキャパシティー製品」で利用可能な「仮想化キャパシティー」に基づく「プロセッサ Value Unit」(PVU) ライセンス要件が、これらのレポートで提供されます。

**対象サブキャパシティー製品** – 「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能な製品をいいます。<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> のリストを参照してください。

**対象仮想化環境** – 「対象プロセッサ・テクノロジー」、「対象オペレーティング・システム・テクノロジー」、および「対象仮想化テクノロジー」により構成され、単一コンピューティング環境として稼働するサーバーまたはサーバー群をいいます。

- **対象オペレーティング・システム・テクノロジー** – 「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能なオペレーティング・システムをいいます。

<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> のリストを参照してください。

- **対象プロセッサ・テクノロジー** – 「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能なプロセッサをいいます。

<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> のリストを参照してください。

- **対象仮想化テクノロジー** – 「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能な仮想化テクノロジーをいいます。「対象仮想化テクノロジー」では、プロセッサ能力を物理キャパシティー全体のサブセット (区画、LPAR、または仮想マシンともいいます。)に制限することができます。

<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html> のリストを参照してください。

**フルキャパシティー** – サーバー上の「対象サブキャパシティー製品」によって使用可能な、活動化された物理プロセッサ・コアの総数をいいます。

**プロセッサ・チップ** – 「プロセッサ・ソケット」に差し込まれた、1 個以上の「プロセッサ・コア」が搭載されている電子回路をいいます。

**プロセッサ・コア** – コンピューティング装置に搭載された物理的機能単位のうち、少なくとも 1 個の命令制御装置および 1 個以上の論理演算装置で構成され、プログラム命令を解釈および実行するものをいいます。マルチコア・テクノロジーでは、単一の「プロセッサ・チップ」に複数の「プロセッサ・コア」を実装することが可能です。System z Integrated Facility for Linux (IFL) エンジンには、単一の「プロセッサ・コア」で構成されます。

**プロセッサ・ソケット** – 「プロセッサ・チップ」を搭載する電子回路部品をいいます。

**プロセッサ Value Unit (PVU)** – 「プロセッサ・コア」に処理能力に応じた値を割り当てる、IBM の測定基準をいいます。「プロセッサ Value Unit」ライセンス交付モデルの説明は、以下のウェブサイトに掲載されています。

[http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/pvu\\_licensing\\_for\\_customers.html](http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/pvu_licensing_for_customers.html)

**サービス・プロバイダー** – IT サービスを、直接または「BP」経由で、エンド・ユーザーとなる顧客に提供する事業体をいいます。

**サブキャパシティー・ライセンス** – 「仮想化キャパシティー」に基づいた「対象サブキャパシティー製品」の使用許諾をいいます。

**仮想化キャパシティー** – 「対象仮想化環境」に「対象サブキャパシティー製品」を導入した際に、その製品に有効な最大のプロセッサ・キャパシティーをいいます。各「対象仮想化環境」の「仮想化キャパシティー」の計算方法は、以下のウェブサイトに記載されています。<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>

## 2. 使用許諾

- a. お客様は、「対象サブキャパシティー製品」で利用可能な「仮想化キャパシティー」に基づく PVU 総数のライセンス証書 (以下、「PoE」といいます。) を取得するものとします。
- b. お客様は、「対象サブキャパシティー製品」の「仮想化キャパシティー」を増加させる場合、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを含めた追加の使用許諾を事前に取得する必要があります。
- c. 「対象製品」の使用量が使用許諾範囲の上限に満たない場合でも、お客様の支払済み料金または支払期が到来している料金の返金および減額はありませぬ。

## 3. IBM の役割

IBM はお客様に以下を提供し、その使用を許諾します。

- a. お客様または「IBM 指定ビジネス・パートナー」によって注文された場合に、IBM は「サブキャパシティー・ライセンス」条件の遵守を目的として、ILMT をお客様に無償で提供します。
- b. ILMT に含まれる Information Center を提供します。Information Center は、お客様の「サブキャパシティー・ライセンス」条件の遵守を支援します。

お客様は、「サブキャパシティー・ライセンス」条件の遵守を目的として、ILMT および Information Center の複製を作成することができます。

## 4. サブキャパシティー・ライセンスでのお客様の役割

お客様は以下を行うものとします。

- a. 「対象仮想化環境」上での最初の「対象サブキャパシティー製品」の導入から 90 日以内に、最新バージョンの ILMT を Information Center に基づいて導入、構成し、「サブキャパシティー・ライセンス」の条件に従って「対象サブキャパシティー製品」による「仮想化サブキャパシティー」の情報を収集し「監査レポート」を作成するものとします。

なお、ILMT の使用については以下の例外があります。

- (1) ILMT が「対象仮想化環境」をまだサポートしていない場合
- (2) お客様の「エンタープライズ」の従業員および契約社員の数が 1,000 人未満で、お客様は「サービス・プロバイダー」ではなく、かつ、「対象仮想化環境」の管理契約を「サービス・プロバイダー」と締結していない場合
- (3) サブキャパシティー条件で使用許諾を受けているが、「フルキャパシティー」を元に算出した、お客様のエンタープライズ内の「対象仮想化環境」を有したサーバーの物理キャパシティーの合計が 1,000 PVU 未満である場合
- (4) 「対象サブキャパシティー製品」が、サーバーの「フルキャパシティー」に対して使用許諾されている場合  
上記いずれかに該当する場合、ILMT の使用は推奨レベルとし、「サブキャパシティー・ライセンス」の必須条件ではありません。ただし、お客様は、ILMT に代わり、「対象仮想化環境」をマニュアル作業で管理および追跡し、「対象仮想化環境」の「対象サブキャパシティー製品」別に「仮想化キャパシティー」を文書化した「監査レポート」を、各暦四半期または会計四半期の期間中にマニュアル作業で作成する必要があります。「監査レポート」に記載すべき情報は、以下のウェブサイトの「監査レポート」例に列挙されています。

<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>

これらの「監査レポート」は、「仮想化キャパシティー」の増加の履歴を維持するのに必要な頻度 (最低でも四半期に 1 回) で作成するものとし、「サブキャパシティー・ライセンス」条件の継続的な遵守状況を証明するために、2 年以上保持するものとします。

- b. ILMT の新しいバージョン、リリース、モディフィケーション、コード修正 (以下、「フィックス」といいます。) が IBM から提供された際に、これらを速やかに導入するものとします。これらが提供された時点で通知を受けるために、お客様は、以下のウェブサイトで「Tivoli Support notification」を購読する必要があります。

<http://www.ibm.com/support/mynotifications>

- c. 各暦四半期または会計四半期の期間中、ILMT またはマニュアル作業で「監査レポート」を作成し、2 年以上保持することに加えて、第 5 条に従って、通知を受け次第、該当「監査レポート」を IBM に提供するものとします。

「監査レポート」を作成しないか、またはこれを IBM に提供しない場合、「対象サブキャパシティー製品」は「フルキャパシティー」の条件で課金されるものとします。

- d. 「監査レポート」に関する質問、または「監査レポート」の内容と使用許諾範囲との不整合や ILMT の構成などの問題を速やかに解決するために、担当者を任命するものとします。
- e. お客様の使用許諾範囲を超える「対象サブキャパシティー製品」の使用が「監査レポート」に反映された場合は、IBM または「IBM 指定ビジネス・パートナー」に速やかに発注するものとします。ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの対象期間は、お客様が使用許諾範囲を超過した時点から開始されるものとします。

## 5. 遵守状況の確認

IBM は、合理的な通知を行ったうえで、全ての「パスポート・アドバンテージ」サイトにおいて、お客様が本特則の条件に従って「サブキャパシティー製品」を導入または使用している全ての「対象仮想化環境」を対象に、本特則に関するお客様の遵守状況を検査することができるものとします。当該検査は、お客様の通常業務時間内に、必要な場合にはお客様の施設内において、お客様の業務に差し支えない方法で行なわれるものとします。IBM は、当該目的のために独立の監査人を使用することができるものとし、IBM が当該監査人との間で書面による機密保持契約を締結します。

お客様は、お客様による「対象サブキャパシティー製品」の導入および使用について、本特則の条件、ならびに IBM のその他の契約条件を遵守していることを検証するために十分な、書面の記録、システム・ツールからの出力、PoE、およびその他のシステム情報を作成、保持し、IBM および監査人に提供するものとします。

なお、当該検査において、お客様が使用許諾範囲を超えて「対象サブキャパシティー製品」を使用していること、または本特則を遵守していないことが判明した場合、IBM はその旨をお客様に書面で通知します。その場合、お客様は、以下を直ちに IBM に支払うことに同意します。

- i) お客様が使用許諾範囲を超過して使用した数量分の追加ライセンス料金、および、当該ライセンスが使用された期間または 2 年間のうちいずれか短い期間に相当するソフトウェア・サブスクリプション & サポートに対する料金。
- ii) その他の追加料金、および当該検査の結果決定した債務。

本条項の規定は、「対象サブキャパシティー製品」がお客様に使用許諾されている期間中、および当該期間終了後 2 年間で有効とします。

## 6. その他

本特則に規定される「サブキャパシティー・ライセンス」要件に合致しない場合は、「フルキャパシティー」の条件に基づいて使用許諾されます。